

KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.117



■2017年4月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

いよいよ春本番！農家の人たちは忙しくなってくる時期だと思いますが、今年もすばらしい豊年満作の秋となってもらいたいものです。昨年は暖かかったり、寒かったり、風や雨も強かったり……これも温暖化のせいでしょうか？何といても当地方は農産物の出荷額が多い地域なので、長雨などの天候不順で、農作物、中でも野菜の不作などにならないように願っております。

さて、アメリカの新大統領誕生で規制緩和が行われる期待感から株価の上昇を招きましたが、それ以来、株価やドル、円が小幅ながらも乱高下するなど、大統領の発言が株や為替に影響を与えています。

今後のアメリカ経済政策がどうなるのか？中国経済はどうなるのか？そして、英国のEU離脱は欧州経済のみならず世界経済にとって先行き不透明な不安が広がっています。このような時こそ我が国は国民の不安を取り除き、税制や社会保障制度上において、国民が安心して暮らせる仕組みづくりをお願いしたいものです。

当地域での中心をなす企業と言えば中小企業であります。今、中小企業が抱える大きな問題といえば事業継承と人材不足は深刻な問題であり、多くの企業が人材確保に苦慮している実態がいろいろな調査から明らかになってきており、

事業継承問題や従業員の高齢化や人材確保に対する中小企業への税制措置や施策を強力に要望して行きたいと思っております。

今年度も会員企業が抱える多くの問題を関係方面に税制面から要望をさせていただきますので、会員企業の皆様のご理解と、ご協力をお願いし、年度初めのご挨拶といたします。



CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 白山春男
- 十和田税務署だより……………3
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 本部・支部だより……………6
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



■十和田市官庁街通り

「日本の道100選」に選ばれた官庁街通り（駒街道）の約1.1kmにわたる桜並木に、桜が一齐に咲き誇る。街中がやわらかなピンク色に染まり、馬のオブジェや十和田市現代美術館を中心とした野外現代アートも桜を際立たせる。また、お花見期間中に行なわれるきらびやかな衣装で競う「桜流鏝馬」や、夜にはライトアップされた現代アートと夜桜は幻想的な雰囲気を演出している。

十和田税務署だより

加算税制度（国税通則法）の改正について

平成28年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。

短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

期限後申告等^(注)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限り、）又は重加算税を課された（徴収された）ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する（徴収する）無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

(注) 期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出（更正又は決定を予知してされたものに限り、）、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

加算税の区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された（徴収された）ことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% 〔20%〕	25% 〔30%〕
重加算税（過少申告加算税に代えて課されるもの又は不納付加算税に代えて徴収されるもの）	35%	45%
重加算税（無申告加算税に代えて課されるもの）	40%	50%

(注) [] 書きは、加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

- この加重措置は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又は十和田税務署へ（☎0176-23-3151）

消費税の軽減税率制度について

平成28年11月28日に、消費税率の引上げ時期及び軽減税率制度の実施時期を変更する法律が公布されました。法人会の皆様におかれましては、会報誌等で必要な情報を随時お知らせしていきますので引き続き、ご理解とご協力をお願い致します。

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） (注) 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	・対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 ・仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等 ^(注1) の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 ^(注2) の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 (注) 1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。
税額の計算	・売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

《消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点》

内 容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- ①発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- ③申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル 0570-081-222 **【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）**

2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

(注) 軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

※ 以上の内容は、国税庁HPに掲載の関係リーフレットより抜粋しています。

税理士からの

ひとことアドバイス



役員退職金について

鳥越経営会計

税理士 鳥越正美氏

先日、テレビの国会中継を見ておりましたら、文部科学省の事務次官の停年退職による退職金が、6,400万円と報道されておりました。

さて、戦後の世の中を騒がし、そして支えてきた団塊の世代も古希を迎えて、又迎えようとしております。

会員の皆様の中にもその世代の経営者が多数おられるのではないのでしょうか。

その経営者の皆様が後継者にバトンタッチし、引退する時の退職金はいくらにすれば良いのか、悩ましいところであると思います。

勿論それは、会社が先代社長の功労をどのように考えるのか、その為の資金準備はしてあるのか等々、会社の経営から判断すべきものと思います。

その前提の上で、税制上の立場から同族会社に限って少し考えてみたいと思います。

税法は

- ①その役員が会社の業務に従事した期間
- ②その退職の事情
- ③同業他社で規模が同じくらいの会社の役員退職金の支払状況等に照らし、不相当に高額な部分の金額は損金に算入しない。

としております。

「不相当に高額な部分の金額」が大変な曲者で、税法はこの金額の明示は全くしておりません。

退職金の計算方法には

- ①平均功績倍率法
最終（退職直前）報酬月額×勤続年数×平均功績倍率
- ②最高功績倍率法
最終報酬月額×勤続年数×最高功績倍率
- ③1年当たり平均法
同業類似法人の1年当たり退職給与平均額×勤続年数

があります。

今までは、③の方法が一般的で、その功績倍率は社長3.0、会長2.5、専務2.0、平取締役1.5と良く耳にするところと思います

ところが、この功績倍率が最近の判例でどうもあやしくなってきました。

平成25年の飯田精密事件では、

当初申告	14.5倍
更正処分	3.0倍
不服審判所	1.22倍
東京地裁	1.18倍（確定）

となっており、しかも平均功績倍率法を採用しました。法律に照らして判断していく程低くなるという現実に注目しなければならないと思います。

その他に注意しなければいけないことは、

- 役員報酬の上げ下げは相当の理由がなければならぬ。
- 創業の社長さん達が行う貢献度は全て功績倍率の中に含まれる。
- 最終報酬月額はその社長の今までの貢献度を金額に表していると考える。
- 最終役員報酬にも経常性（3～4年）が必要であり、支払後にも相応の利益が出ていなければならない。
- 同業他社の情報は、国税庁HPの「法人企業統計年報特集」、「民間給与実態統計調査」や「週刊税務通信」、「東京商工リサーチ」等から求めることができる。

であります。

そして、その退職給与を損金に算入できる事業年度は、原則として株主総会の決議の時、特例として支払った時であります。

更に、その退職給与を支払った後に株価が下がったのを機に事業継承税制の適用も考えられますが、退職金の有効な使途が決まっていなときは、支給は立ち止まって考えた方が良いでしょう。

本部・支部だより

1月25日(水)

決算期別法人説明会〈1～4月決算法人対象〉
(十和田奥入瀬合同庁舎 午前・午後)

1月26日(木)

決算期別法人説明会〈1～4月決算法人対象〉
(三沢市総合社会福祉センター)

2月1日(水)

新春講演会
「今後の日本の政治経済について」
～地方経済の動向～



講師：法政大学法学部教授・ジャーナリスト
萩谷 順 氏
(富士屋グランドホール)

2月9日(木)

新設法人説明会 (十和田奥入瀬合同庁舎)

3月10日(金)

建設業経営改善セミナー
「完工高と原価と利益の改善手法」
講師：DSKプランニング代表
建設業再生コンサルタント
網師本 大地 氏
(十和田市建設業会館)
(共催/青年部会・十和田支部・十和田市建設業協会)



3月28日(火)

第3回理事会・厚生制度説明会
(富士屋グランドホール)

◆上北町支部

1月7日(土)・8日(日)

建設業講習会〈共催〉
(青森原燃テクノロジーセンター)

◆七戸町支部

1月12日(木)

新春基調講演会〈共催〉
「真田三代四将に学ぶ
弱者逆転の戦略」
講師：ランチェスター戦略コンサルタント
福永 雅文 氏
(七戸町商工会館)



◆東北町支部

1月16日(月)

新春講演会
「逆境に負けない 不死鳥経営！」
～どん底からの再起術～



講師：㈱ライフプロデュース
代表 振田 仁 氏
(東龍館)

◆野辺地町支部

1月19日(木)

新春講演会〈共催〉
地域活性化寄席
「落語から学ぶ、商売繁盛」



講師：三代目 桂 やまと 氏
(まかど観光ホテル)

◆十和田湖支部

1月24日(火)

新春講演会
「トヨタ式経営は、なぜ強い」



講師：オフィスにしむら
代表 西村 秀幸 氏
(十和田湖商工会館)

◆六戸町支部

1月27日(金)

新春講演会〈共催〉
「日本と朝鮮半島の将来」
～今日日本に求められていること～
講師：ジャーナリスト
コリア・レポート編集長 辺 真一 氏
(六戸町商工会館)



◆おいらせ町支部

2月7日(火)

新春講演会〈共催〉
「税務行政の現状と課題」
～滞納整理にまつわるエピソード～



講師：十和田税務署
署長 志賀 文弘 氏
(月見旅館)

◆三沢支部

2月13日(月)

三沢市内税理士と支部役員意見交換会
(ホテルグランヒルつたや)

青年部会だより

- 1月18日(水) _____
租税教室 (十和田市立法奥小学校、南小学校)
- 2月3日(金) _____
租税教室 (十和田市立洞内小学校)
- 2月6日(月) _____
租税教室 (三沢市立上久保小学校)
- 2月7日(火) _____
租税教室 (十和田市立三本木小学校)
- 2月14日(火) _____
租税教室 (十和田市立沢田小学校)
- 2月16日(木) _____
租税教室 (十和田市立東小学校)
- 2月17日(金) _____
租税教室 (十和田市立四和小学校)

女性部会だより

- 1月18日(水) _____
役員会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 2月3日(金) _____
税の絵はがき作品審査会
入賞20作品、佳作20作品を選定
- 2月6日(月) _____
租税教室 (十和田市立高清水小学校)
- 2月15日(水) _____
租税教室 (六戸町立開知小学校)

協会けんぽからのお知らせ

平成29年度 健康保険料率について

全国健康保険協会（協会けんぽ）青森支部では、県内の中小企業の従業員とご家族が加入する健康保険事業を運営しています。

平成29年度における当支部の健康保険料率は、3月分（4月納付分）保険料より9.97%から9.96%に引下げとなります。

厳しい医療保険の財政状況の中、協会けんぽのさまざまな取組みにおける、加入者及び事業主の皆さまのご理解とご協力に対して感謝申し上げます。保険料額はホームページからご覧いただけます。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会 青森支部
青森市長島2-25-3 ☎017-721-2799(代表)
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

5月スケジュール

24日(水)

決算期別法人説明会〈5月～8月決算法人対象〉
(十和田奥入瀬合同庁舎 午前・午後)

25日(木)

決算期別法人説明会〈5月～8月決算法人対象〉
(三沢市総合社会福祉センター)

税の絵はがきコンクール

上十三からの応募603点

今年度発足した女性部会（杉村かつ子部会長）主管による「税の絵はがきコンクール」に、管内16校の小学6年生603名から作品が寄せられました。どの作品も素晴らしく、選考会場は緊迫した雰囲気にもまれていました。上十三女性部会で選考された20点は、青森県連そして東北六県連での更なる厳正な審査を経て、青森県法人会連合会会長賞を三本木小学校の中川原紫音さんが受賞。また上十三法人会女性部会長賞には三本木小学校の井田涼花さん、十和田税務署長賞に南小学校の中野杏さん、そして上十三法人会会長賞には下田小学校の榎引泉導さんが選ばれました。

なお、今回の税の絵はがきコンクールには、東北全体で552校16,169点、県内では52校2,129点の応募がありました。

※「税の絵はがき」40点を展示します。会報117号(特別版)をご覧ください。



〈青森県法人会連合会会長賞〉
十和田市立三本木小学校 中川原紫音さん

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による
リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

 大同生命保険株式会社

青森営業部 八戸営業所/青森県八戸市廿三日町10番地
(石万ビルディング2F) TEL 0178-43-3105

 AIU損害保険株式会社

八戸支店/青森県八戸市大字三日町2
(青銀・明治安田ビル4F) TEL 0178-46-0100

F-27-1050(平成28年3月22日)